ふるさと伊東応援事業推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　事業目的

ふるさと納税の寄附等に係る業務の効率化を図るとともに、本市の取り組みに共感、応援してくれる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した本市の魅力を発信し、地域産業の活性化を図るために必要な業務を委託する最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するに当たり、必要な事項を定める。

２　事業内容

⑴　業務名

ふるさと伊東応援事業推進業務委託

⑵　業務概要

「ふるさと伊東応援事業推進業務委託　仕様書」（別紙１）のとおり。

⑶　業務委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、受託者決定から令和９年３月３１日までは業務の開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

⑷　委託料上限

寄附金額の６％（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

３　参加資格

参加表明書の受付時に次の条件を全て満たす者であること。

⑴　法人格を有していること。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

⑶　本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。

⑷　直近１年間において、国税及び地方税に滞納がない者であること。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立

てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

⑹　参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

⑺　令和９年４月１日の時点で本市又は隣接する自治体に事業所を設置し、かつ本業務を遂行するための専門知識を有した経験年数３年以上の専従責任者を常駐配置し、業務を遂行する体制が取れること。

４　参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。なお、期限までに提出がない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

⑴　提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　会社概要（様式３）

エ　業務実績書（様式４）

オ　法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）

カ　国税及び地方税に関する納税証明書

キ　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

※　オ及びカについては、発行から３か月以内のものに限る。

※　法人設立から１年未満の法人で決算期を迎えていない等を理由にカ及びキの書類を提出できない場合は、提出できない理由を明記した書面（任意書式）を提出すること。

⑵　提出期限

令和８年１０月２２日（木）午後５時まで（郵送の場合には同日必着と

する。）

⑶　提出場所

〒４１４－８５５５　静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市役所観光経済部産業課

⑷　提出方法

持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）とする。持参する場合は平日午前９時から午後５時までに限る。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書きすること。

５　参加資格の確認

参加表明書等により前記３の参加資格に定める参加資格要件の確認を行い、参加表明をした者に確認結果を通知する。

⑴　通知予定日

令和８年１０月２７日（火）発送予定

⑵　通知方法

郵送による。併せて、発送と同日に通知の写しをＥメールにて送信する。

６　企画提案書の提出

前記５で参加資格を認められた者は以下の書類を提出すること。（正本１部、副本８部）

⑴　提出書類

ア　企画提案書（様式６）、添付書類（任意様式）

イ　見積書（様式７）

ウ　出席者報告書（様式８）

⑵　提出期限

令和８年１１月５日（木）午後５時（郵送の場合には同日必着とする。）

⑶　提出場所

４⑶に同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）とする。持参する

場合は平日午前９時から午後５時までに限る。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。

⑸　企画提案書等の著作権等の取扱い

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ　本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

ウ　本市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、伊東市情報公開条例（平成９年伊東市条例第１３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

7　質問の受付及び回答の公表

質問を次により受け付ける。

⑴　受付期間

公募開始の日から令和８年１０月１４日（水）午後５時まで

⑵　提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式５）に記入の上、Ｅメールで表題に「プロポーザル質問（事業者名）」と記載し提出すること。なお、提出した後に、電話で質問書を提出した旨を連絡すること。

⑶　提出先

伊東市役所観光経済部産業課

Ｅメール sangyou@city.ito.shizuoka.jp

電話　０５５７－５２－３３０５（担当：里見・関野）

⑷　回答方法

質問に対する回答については、令和８年１０月１９日（月）に市のホームページで公表する。

8　提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを実

施する。なお、詳細は別途通知する。

⑴　実施日時・場所（予定）

日時：令和８年１１月１７日（火）時間未定

場所：伊東市役所

⑵　参加者

プレゼンテーション参加者は最大３人とする。

⑶　持ち時間

１事業者当たり４０分程度（説明２０分・質疑２０分）。順次個別に行うものとする。

⑷　その他留意事項

説明は、企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとすること。プロジェクターの使用は可能とし、プロジェクター（ＨＤＭＩケーブルを含む。）及びスクリーンは市で用意する。パソコンは提案者側で用意すること。

９　審査

⑴　プロポーザルの審査

提出された書類及び提案者プレゼンテーションについて、ふるさと伊東応援事業推進業務委託審査会において、下記に示す審査項目及び評価基準に基づいて採点し、評価が最も高い参加者から第一契約候補者、次点契約候補者を市が選定する。

なお、参加者多数の際には、プレゼンテーション前に書類審査を実施する場合がある。書類審査を実施する際にはその旨を事務局より参加者へ連絡する。また、審査の結果、全員が一定の基準に満たない場合は契約候補者を選考しない場合がある。

⑵　審査項目及び評価基準

次の審査項目について、「ふるさと伊東応援事業推進業務委託評価基準表」（別紙２）に基づき審査及び評価を行う。

⑶　審査結果の通知

ア　選定の結果については、令和８年１１月下旬に参加者に通知するほか、

市のホームページで公表する。（状況により変更となる場合あり。）

イ　評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

１０　失格条項

⑴　書類等の提出方法、作成方法等が本要領に適合していないとき。

⑵　企画提案書の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。

⑶　虚偽の参加表明を行い、参加資格を得たとき。

⑷　プロポーザルの手続の過程で、前記３の規定に抵触することが明らかになったとき。

⑸　書類等に虚偽の記載があったとき。

⑹　応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。

⑺　見積書の額が、前記２⑷に示した上限を超過しているとき。

１１　委託業務の契約

⑴　市は、第一契約候補者に選定された者と契約締結交渉を行い、事業内容等の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、事業者は契約の際には改めて見積書を提出するものとする。

⑵　第一契約候補者が前記１０の失格条項に該当すると認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は次点の者と契約締結交渉を行うことができるものとする。

⑶　選定後、前記３の参加資格要件を満たさなくなった場合又は業務体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

１２　スケジュール

項目	日程等
公募開始	令和８年１０月８日
質問の受付	令和８年１０月１４日（水）午後５時必着
質問の回答	令和８年１０月１９日（月）
参加表明書の提出	令和８年１０月２２日（木）午後５時必着

参加資格確認の通知発送	令和８年１０月２７日（火）発送予定
企画提案書の提出	令和８年１１月５日（木）午後５時必着
プレゼンテーションの実施	令和８年１１月１７日（火）予定
審査結果の通知	令和８年１１月下旬
業務委託契約の締結	令和８年１１月下旬から１２月上旬　予定

１３　その他留意事項

⑴　応募は、応募者１者につき１提案とする。

⑵　企画提案書提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとする。

⑶　提出書類は返却しない。

⑷　書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とする。

⑸　書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成４年法律第５１号)に定める単位とする。

⑹　審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合がある。また、市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び市が必要と認める場合に、企画提案書を無償で使用できるものとする。企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

⑺　本プロポーザルのために市より受領した資料は、市の了解なく公表又は使用してはならない。

⑻　プロポーザル参加表明後に、辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式９）を提出すること。

１４　担当部署（問い合わせ先）

〒４１４－８５５５　静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市役所観光経済部産業課（担当：里見・関野）

電話：０５５７－５２－３３０５（直通）

Ｅメール：sangyou@city.ito.shizuoka.jp